

被災農業共同利用施設復旧事業費補助金交付要綱

山梨県農政部 果樹食品流通課

(平成26年7月7日 制定)

被災農業共同利用施設復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成26年2月の記録的な降雪により被災した農畜産業共同利用施設（以下「共同利用施設」という。）を再建整備し、産地持続を支援するため、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知、以下「交付金実施要綱」という。）、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知、以下「交付金実施要領」という。）、強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取り扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）、及び雪害被災産地生産回復緊急対策実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3606号生産局長通知、以下「緊急対策実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、強い農業づくり交付金交付要綱及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 知事は、別表の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う前条に規定する事業に対し、市町村が補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を精査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は規則第6条の規定によるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村長は補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を提出して知事の承認を受けるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の変更において、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りではない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けるものとする。
- (3) 事業実施主体は、この事業により取得した財産等について、管理規定を定め、財産管理台帳(様式第4号)を整備し、善良なる管理のもとに管理し、効率的な運用を図るものとする。

(工事の着手及びしゅん工報告等)

第7条 市町村長は、事業実施主体が工事に着手し、又は工事が完了したときは、速やかに着手(しゅん工)報告書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(遂行状況報告)

第8条 市町村長は、規則第10条の規定により、補助金の交付を決定した年度の12月31日現在の状況について、遂行状況報告書(様式第6号)により当該年度の1月10日までに知事に報告するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 市町村長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第8号)により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

- 2 第4条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、事業実施主体が行う消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、

知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(処分の制限)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の制限を受けるものとする。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定に基づく財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）に規定する処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第14条 本要綱により提出する書類は、正副2部とし、農務事務所を経由し、知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、当該要綱の廃止後も、なおその効力を有する。